

(仮称) 長野市子ども・子育て支援事業計画(素案)の修正等について

市民意見等の募集(パブリックコメント)による意見等並びに庁内ヒアリング等の関係各課との調整及び精査により、次の表のとおり計画(素案)を修正等します(主な修正等を記載。ただし、量の見込み、確保方策等を除く。)

表 主な修正等一覧

No.	項目 (素案目次)	意見等(概要)	修正前	修正後
1	第1章 計画策定に当たって 4 計画期間	○計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合や、実態が本計画と乖離し、著しく供給量が不足する場合等には、必要に応じて、計画の見直しをする必要があるのではないか。	子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画について、同法の施行の日から5年を1期として作成することとしています(第61条第1項)。 長野市では、平成27年4月1日からの子ども・子育て支援新制度の本格施行を想定し、計画の期間を平成27年度から平成31年度までの5年間とします。 【計画(素案)3ページ】	子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画について、同法の施行の日から5年を1期として作成することとしています(第61条第1項)。 長野市では、平成27年4月1日からの子ども・子育て支援新制度の本格施行を想定し、計画の期間を平成27年度から平成31年度までの5年間とします。 <u>なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合や、実態が本計画と乖離し、著しく供給量が不足する場合等には、必要に応じて、計画の見直しを行うことがあります。</u> 【(参考)計画(答申案)4ページ】

No.	項目 (素案目次)	意見等(概要)	修正前	修正後																					
2	第 2 章 子ども・子育て支援の基本的な考え方 2 成果指標の設定	○成果指標について、指標、対象等をより明確に記載すべきではないか。	<p>指標 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標 子育てが「楽しい」と感じる保護者 ・ 対象 就学前児童 小学生児童 ・ 基準年度 未来プラン中間評価時(平成 24 年度) ・ 基準値 93.8% 91.0% ・ 平成 31 年度目標値 94.0%以上 91.0%以上 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>平成 20 年度</th> <th>未来プラン中間評価時(平成 24 年度)</th> <th>目標値(平成 31 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学前児童</td> <td>74.1%</td> <td>93.8%</td> <td>94.0%以上</td> </tr> <tr> <td>小学生児童</td> <td>71.7%</td> <td>91.0%</td> <td>91.0%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画(素案) 4 ページ】</p>	対象	平成 20 年度	未来プラン中間評価時(平成 24 年度)	目標値(平成 31 年度)	就学前児童	74.1%	93.8%	94.0%以上	小学生児童	71.7%	91.0%	91.0%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標 子育てが「楽しい」と感じる保護者の割合 ・ 対象 就学前児童の保護者 小学生児童の保護者 ・ 基準年度 平成 24 年度 ・ 基準値 93.8% 91.0% ・ 平成 31 年度目標値 94.0%以上 91.0%以上 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>現状値※(平成 24 年度)</th> <th>目標値(平成 31 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学前児童の保護者</td> <td>93.8%</td> <td>94.0%以上</td> </tr> <tr> <td>小学生児童の保護者</td> <td>91.0%</td> <td>91.0%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ながの子ども未来プラン中間評価時点</p> <p>【(参考)計画(答申案) 6 ページ】</p>	対象	現状値※(平成 24 年度)	目標値(平成 31 年度)	就学前児童の保護者	93.8%	94.0%以上	小学生児童の保護者	91.0%	91.0%以上
対象	平成 20 年度	未来プラン中間評価時(平成 24 年度)	目標値(平成 31 年度)																						
就学前児童	74.1%	93.8%	94.0%以上																						
小学生児童	71.7%	91.0%	91.0%以上																						
対象	現状値※(平成 24 年度)	目標値(平成 31 年度)																							
就学前児童の保護者	93.8%	94.0%以上																							
小学生児童の保護者	91.0%	91.0%以上																							
3	第 2 章 子ども・子育て支援の基本的な考え方 2 成果	○成果指標について、指標、対象等をより明確に記載すべきではないか。	<p>指標 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標 子育てに「非常に不安や負担」を感じる保護者 ・ 対象 就学前児童 小学生児童 ・ 基準年度 未来プラン中間評価時(平成 24 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標 子育てに「非常に不安や負担」を感じる保護者の割合 ・ 対象 就学前児童の保護者 小学生児童の保護者 ・ 基準年度 平成 24 年度 																					


No.	項目 (素案目次)	意見等 (概要)	修正前	修正後																					
	指標の設定		<p>年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準値 9.3% 11.0% ・平成31年度目標値 8.0%以下 9.0%以下 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>平成20年度</th> <th>未来プラン中間評価時 (平成24年度)</th> <th>目標値 (平成31年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学前児童</td> <td>10.1%</td> <td>9.3%</td> <td>8.0%以下</td> </tr> <tr> <td>小学生児童</td> <td>9.9%</td> <td>11.0%</td> <td>9.0%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画 (素案) 4 ページ】</p>	対象	平成20年度	未来プラン中間評価時 (平成24年度)	目標値 (平成31年度)	就学前児童	10.1%	9.3%	8.0%以下	小学生児童	9.9%	11.0%	9.0%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値 9.3% 11.0% ・平成31年度目標値 8.0%以下 9.0%以下 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>現状値※ (平成24年度)</th> <th>目標値 (平成31年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就学前児童の保護者</td> <td>9.3%</td> <td>8.0%以下</td> </tr> <tr> <td>小学生児童の保護者</td> <td>11.0%</td> <td>9.0%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ながの子ども未来プラン中間評価時点</p> <p>【(参考) 計画 (答申案) 6 ページ】</p>	対象	現状値※ (平成24年度)	目標値 (平成31年度)	就学前児童の保護者	9.3%	8.0%以下	小学生児童の保護者	11.0%	9.0%以下
対象	平成20年度	未来プラン中間評価時 (平成24年度)	目標値 (平成31年度)																						
就学前児童	10.1%	9.3%	8.0%以下																						
小学生児童	9.9%	11.0%	9.0%以下																						
対象	現状値※ (平成24年度)	目標値 (平成31年度)																							
就学前児童の保護者	9.3%	8.0%以下																							
小学生児童の保護者	11.0%	9.0%以下																							
4	<p>第2章 子ども・子育て支援の基本的な考え方</p> <p>2 成果指標の設定</p>	<p>○長野市企画課から発出 (平成26年12月25日) された長野市将来人口推計に係る通知を受け、成果指標のうち、合計特殊出生率の現状値 (基準値) 及び目標値を修正する必要があるのではないか。</p>	<p>指標3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 合計特殊出生率 ・基準年度 未来プラン中間評価時 (平成24年度) ・基準値 1.53人 ・平成31年度目標値 1.64人以上 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成20年</th> <th>未来プラン中間評価時 (平成24年度)</th> <th>目標値 (平成31年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.47人</td> <td>1.53人</td> <td>1.64人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画 (素案) 5 ページ】</p>	平成20年	未来プラン中間評価時 (平成24年度)	目標値 (平成31年)	1.47人	1.53人	1.64人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・指標 合計特殊出生率 ・基準年度 平成25年 ・基準値 1.50 ・平成31年度目標値 1.54以上 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現状値 (平成25年)</th> <th>目標値 (平成31年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.50</td> <td>1.54以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(参考) 計画 (答申案) 7 ページ】</p>	現状値 (平成25年)	目標値 (平成31年)	1.50	1.54以上											
平成20年	未来プラン中間評価時 (平成24年度)	目標値 (平成31年)																							
1.47人	1.53人	1.64人以上																							
現状値 (平成25年)	目標値 (平成31年)																								
1.50	1.54以上																								

No.	項目 (素案目次)	意見等 (概要)	修正前	修正後
5	<p>第 4 章 教育・保育 提供区域 の設定</p> <p>1 教育・保育提 供区域に ついて</p> <p>2 認定 区分ごと の区域設 定</p>	<p>◎内閣府の子ども・子育て 支援新制度（関連三法）を 閲覧した事を前提の様に1 号・2号・3号認定の記載 をしてあるので、注記等が 必要である。特に、幼児期 の学校教育の利用規模が強 い2号認定。幼稚園→文科 省 保育園→厚労省の理解 が出来ていない方もいま す。</p> <p>◎入園前の認定についても 周知が進んでいないと思わ れますので、分かりやすい ように表記が必要。</p> <p>○地域子ども・子育て支援 事業の説明が必要ではない か。</p> <p>○教育・保育提供区域につ いて、設定の考え方を記載 する必要があるのではない か。</p>	<p><u>「量の見込み」、「確保の方策」を設定する単位として、 教育・保育提供区域を設定します。</u></p> <p><u>(1)教育・保育提供区域とは</u> <u>教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護 者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な 区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的 条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して 設定します。</u></p> <p><u>本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育 施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと 確保の方策を記載します。</u></p>	<p>子ども・子育て支援法の規定に基づき、保護者や子ど もが居宅より容易に移動することが可能な区域とし て、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教 育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して教育・保 育提供区域を設定します。</p> <p><u>また、当該区域は、「量の見込み」、「確保の方策」を 設定する単位となります。</u></p> <p>【次の文言等を参考で付加】</p> <p>参 考 1 「教育・保育提供区域」と「認定区分」 ■教育・保育提供区分の「基本型」と「応用型」 教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・ 子育て支援事業共通の区域設定とすることが基本と なります（基本型）が、認定区分や地域子ども・子育 て支援事業により利用実態が異なる場合は、実態に応 じて、認定区分ごと又は事業ごとに区域設定をしてい ます（応用型）。</p> <p>■認定区分とは 新制度では、3つの認定区分に応じて、施設など（幼 稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育）の利用 先が決まっていきます。 3つの認定区分 ○1号認定 教育標準時間認定 子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する 場合 利用先 幼稚園、認定こども園 ○2号認定 満3歳以上・保育認定</p>

No.	項目 (素案目次)	意見等 (概要)	修正前	修正後
				<p>子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合 利用先 保育所、認定こども園</p> <p>○3号認定 満3歳未満・保育認定 子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合 利用先 保育所、認定こども園、地域型保育</p> <p>参 考 2 地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業：子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 ・時間外保育事業：保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業 ・放課後児童健全育成事業：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業 ・子育て短期支援事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難とな

No.	項目 (素案目次)	意見等 (概要)	修正前	修正後
				<p>った児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児家庭全戸訪問事業：生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業 ・ 養育支援訪問事業：養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 ・ 要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業：要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業 ・ 地域子育て支援拠点事業：乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 ・ 一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

No.	項目 (素案目次)	意見等 (概要)	修正前	修正後
				<p>・ 病児保育事業：病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業</p> <p>・ 子育て援助活動支援事業：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業</p> <p>・ 妊婦に対して健康診査を実施する事業：妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業</p> <p>・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業：保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業</p> <p>参 考 3 区域設定における考え方 ■ 「地区内利用率」と「負担感」 二一ズ調査の結果から教育・保育施設等の「地区内利用率」と「通園の負担感」について、以下のとおり整理します。 なお、負担感については、「負担度」として指標化し、各居住地区と通園地区の負担感の関係を数値化します。</p>

No.	項目 (素案目次)	意見等 (概要)	修正前	修正後
			<p>【計画 (素案) 29~33 ページ】</p>	 <p>【(参考) 計画 (答申案) 34~39 ページ】</p>
6	<p>第 4 章 教育・保育 提供区域 の設定</p> <p>3 地域子 ども・子育 て支援事 業ごとの 区域設定</p>	<p>○地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定のうち妊婦健康診査については、「市内全域」としているが、県内全ての医療機関で実施するとともに、県外の医療機関については、申請により償還払いとなることから、区域設定ができないのではない。</p> <p>○地域子ども・子育て支援事業名称に本市の事務事業名称を付加するべきでないか。</p> <p>○休日保育事業については、供給体制の現状を踏ま</p>	<p>地域子ども・子育て支援事業ごとの提供区域は、各事業の内容等を踏まえ、長野市全域又は教育・保育提供区域（基本型）とします。なお、放課後子ども総合プランについては、例外として、小学校区による区域設定とします。</p> <p>【表中の事業名】 利用者支援に関する事業</p> <p>延長保育事業 （時間外保育事業）</p> <p>放課後子ども総合プラン （放課後児童クラブ・放課後子供教室）</p>	<p>地域子ども・子育て支援事業ごとの提供区域は、各事業の内容等を踏まえ、長野市全域又は教育・保育提供区域（基本型）とします（<u>妊婦に対して健康診査を実施する事業を除く。</u>）。なお、放課後子ども総合プランについては、例外として、小学校区による区域設定とします。</p> <p>【表中の事業名】 利用者支援に関する事業</p> <p>延長保育事業・休日保育事業 《時間外保育事業》</p> <p>放課後子ども総合プラン（<u>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後</u></p>

No.	項目 (素案目次)	意見等(概要)	修正前	修正後
		え、市全域とすべきでないか。	<p>子育て短期支援事業</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>養育支援訪問事業</p> <p>地域子育て支援拠点事業</p> <p>一時預かり事業</p> <p>病児・病後児保育事業</p> <p>子育て援助活動支援事業</p> <p>妊婦に対して健康診査を実施する事業</p> <p>【教育・保育提供区域設定】 延長保育事業《時間外保育事業》</p> <p>基本型 主に、通常利用している教育・保育施設等での利用が</p>	<p>子供教室))《放課後児童健全育成事業》</p> <p>ショートステイ・トワイライトステイ 《子育て短期支援事業》</p> <p>はじめまして赤ちゃん事業《乳児家庭全戸訪問事業》</p> <p>養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業</p> <p>こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場 《地域子育て支援拠点事業》</p> <p>一時預かり事業</p> <p>病児・病後児保育事業《病児保育事業》</p> <p>ファミリー・サポート・センター 《子育て援助活動支援事業》</p> <p>妊婦健康診査(妊婦に対して健康診査を実施する事業)</p> <p>実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】</p> <p>【教育・保育提供区域設定】 延長保育事業・休日保育事業《時間外保育事業》</p> <p>延長保育事業：基本型 主に、通常利用している教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。</p>

No.	項目 (素案目次)	意見等 (概要)	修正前	修正後																																																																										
			<p>想定されるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>教育・保育提供区域設定(案)</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者支援に関する事業</td> <td>市内全域</td> <td>全ての子育て支援サービスの利用調整、情報集約等を行うことから、市内全域とします。</td> </tr> <tr> <td>延長保育事業(時間外保育事業)</td> <td>基本型</td> <td>通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。</td> </tr> <tr> <td>放課後子ども総合プラン(放課後児童クラブ・放課後子供教室)</td> <td>小学校区</td> <td>長野市版放課後子どもプランの考え方を踏まえ、例外として小学校区とします。</td> </tr> <tr> <td>子育て短期支援事業</td> <td>市内全域</td> <td>利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。</td> </tr> <tr> <td>乳児家庭全戸訪問事業</td> <td>市内全域</td> <td>供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。</td> </tr> <tr> <td>養育支援訪問事業</td> <td>市内全域</td> <td>供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援拠点事業</td> <td>市内全域</td> <td>供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業</td> <td>基本型</td> <td>教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。</td> </tr> <tr> <td>病児・病後児保育事業</td> <td>市内全域</td> <td>供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。</td> </tr> <tr> <td>子育て援助活動支援事業</td> <td>市内全域</td> <td>活動に関する連絡・調整組織(ファミリー・サポート・センター)が市全域を対象としていることから、市内全域とします。</td> </tr> <tr> <td>妊婦に対して健康診査を実施する事業</td> <td>市内全域</td> <td>現状を踏まえ、市内全域とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画(素案) 32 ページ】</p>	事業区分	教育・保育提供区域設定(案)	考え方	利用者支援に関する事業	市内全域	全ての子育て支援サービスの利用調整、情報集約等を行うことから、市内全域とします。	延長保育事業(時間外保育事業)	基本型	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。	放課後子ども総合プラン(放課後児童クラブ・放課後子供教室)	小学校区	長野市版放課後子どもプランの考え方を踏まえ、例外として小学校区とします。	子育て短期支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。	乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。	養育支援訪問事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。	地域子育て支援拠点事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。	一時預かり事業	基本型	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。	病児・病後児保育事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。	子育て援助活動支援事業	市内全域	活動に関する連絡・調整組織(ファミリー・サポート・センター)が市全域を対象としていることから、市内全域とします。	妊婦に対して健康診査を実施する事業	市内全域	現状を踏まえ、市内全域とします。	<p>休日保育事業：市全域 供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>教育・保育提供区域設定</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者支援に関する事業【新規】</td> <td>市全域</td> <td>市内の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことから、市全域とします。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">延長保育事業・休日保育事業(時間外保育事業)</td> <td>基本型</td> <td>延長保育事業：主に、通常利用している教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。</td> </tr> <tr> <td>市全域</td> <td>休日保育事業：供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。</td> </tr> <tr> <td>放課後子ども総合プラン(放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(放課後子供教室))《放課後児童健全育成事業》</td> <td>小学校区</td> <td>事業実施の単位が小学校区であることから、例外として同様に小学校区とします。</td> </tr> <tr> <td>ショートステイ・トワイライトステイ《子育て短期支援事業》</td> <td>市全域</td> <td>利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とします。</td> </tr> <tr> <td>はじめまして赤ちゃん事業《乳児家庭全戸訪問事業》</td> <td>市全域</td> <td>供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。</td> </tr> <tr> <td>養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業</td> <td>市全域</td> <td>供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。</td> </tr> <tr> <td>こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場《地域子育て支援拠点事業》</td> <td>市全域</td> <td>供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業</td> <td>基本型</td> <td>教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。</td> </tr> <tr> <td>病児・病後児保育事業《病児保育事業》</td> <td>市全域</td> <td>供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・サポート・センター《子育て援助活動支援事業》</td> <td>市全域</td> <td>活動に関する連絡・調整が市全域を対象としていることから、市全域とします。</td> </tr> <tr> <td>妊婦健康診査《妊婦に対して健康診査を実施する事業》</td> <td>—</td> <td>県内全ての医療機関で実施するとともに、県外の医療機関については、申請により償還払いとなることから、区域設定をしません。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(参考) 計画(答申案) 37 ページ】</p>	事業区分	教育・保育提供区域設定	考え方	利用者支援に関する事業【新規】	市全域	市内の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことから、市全域とします。	延長保育事業・休日保育事業(時間外保育事業)	基本型	延長保育事業：主に、通常利用している教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。	市全域	休日保育事業：供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。	放課後子ども総合プラン(放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(放課後子供教室))《放課後児童健全育成事業》	小学校区	事業実施の単位が小学校区であることから、例外として同様に小学校区とします。	ショートステイ・トワイライトステイ《子育て短期支援事業》	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とします。	はじめまして赤ちゃん事業《乳児家庭全戸訪問事業》	市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。	養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。	こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場《地域子育て支援拠点事業》	市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。	一時預かり事業	基本型	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。	病児・病後児保育事業《病児保育事業》	市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。	ファミリー・サポート・センター《子育て援助活動支援事業》	市全域	活動に関する連絡・調整が市全域を対象としていることから、市全域とします。	妊婦健康診査《妊婦に対して健康診査を実施する事業》	—	県内全ての医療機関で実施するとともに、県外の医療機関については、申請により償還払いとなることから、区域設定をしません。
事業区分	教育・保育提供区域設定(案)	考え方																																																																												
利用者支援に関する事業	市内全域	全ての子育て支援サービスの利用調整、情報集約等を行うことから、市内全域とします。																																																																												
延長保育事業(時間外保育事業)	基本型	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。																																																																												
放課後子ども総合プラン(放課後児童クラブ・放課後子供教室)	小学校区	長野市版放課後子どもプランの考え方を踏まえ、例外として小学校区とします。																																																																												
子育て短期支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。																																																																												
乳児家庭全戸訪問事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。																																																																												
養育支援訪問事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。																																																																												
地域子育て支援拠点事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。																																																																												
一時預かり事業	基本型	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。																																																																												
病児・病後児保育事業	市内全域	供給体制の現状を踏まえ、市内全域とします。																																																																												
子育て援助活動支援事業	市内全域	活動に関する連絡・調整組織(ファミリー・サポート・センター)が市全域を対象としていることから、市内全域とします。																																																																												
妊婦に対して健康診査を実施する事業	市内全域	現状を踏まえ、市内全域とします。																																																																												
事業区分	教育・保育提供区域設定	考え方																																																																												
利用者支援に関する事業【新規】	市全域	市内の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことから、市全域とします。																																																																												
延長保育事業・休日保育事業(時間外保育事業)	基本型	延長保育事業：主に、通常利用している教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。																																																																												
	市全域	休日保育事業：供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。																																																																												
放課後子ども総合プラン(放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(放課後子供教室))《放課後児童健全育成事業》	小学校区	事業実施の単位が小学校区であることから、例外として同様に小学校区とします。																																																																												
ショートステイ・トワイライトステイ《子育て短期支援事業》	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とします。																																																																												
はじめまして赤ちゃん事業《乳児家庭全戸訪問事業》	市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。																																																																												
養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。																																																																												
こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場《地域子育て支援拠点事業》	市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。																																																																												
一時預かり事業	基本型	教育・保育施設での利用となるため、教育・保育提供区域(基本型)とします。																																																																												
病児・病後児保育事業《病児保育事業》	市全域	供給体制の現状を踏まえ、市全域とします。																																																																												
ファミリー・サポート・センター《子育て援助活動支援事業》	市全域	活動に関する連絡・調整が市全域を対象としていることから、市全域とします。																																																																												
妊婦健康診査《妊婦に対して健康診査を実施する事業》	—	県内全ての医療機関で実施するとともに、県外の医療機関については、申請により償還払いとなることから、区域設定をしません。																																																																												

No.	項目 (素案目次)	意見等(概要)	修正前	修正後																
7	第5章 幼児期の教育・保育の充実 1 計画的な教育・保育施設等の整備	○「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設による確保の内容及び実施時期を設定するに当たり、より明確に1号認定・2号認定(幼児期の学校教育の利用意向が強い)の提供体制の充足している区域を表す必要があるのではないか。	<p>1111 1号認定・2号認定(幼児期の学校教育の利用意向が強い)</p> <p>指標・目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 利用定員数 ・基準年度 ー ・基準値 ー ・平成29年度目標値 5,290人 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>H29年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用定員数</td> <td>ー</td> <td>ー</td> <td>5,290人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画(素案)33ページ】</p>	指標	基準年度	基準値	H29年度目標値	利用定員数	ー	ー	5,290人	<ul style="list-style-type: none"> ・指標 提供体制充足区域数 ・基準年度 平成27年度 ・基準値 2区域 ・平成29年度目標値 2区域(全区域) <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>平成31年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提供体制充足区域数</td> <td>平成27年度</td> <td>2区域</td> <td>2区域(全区域)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(参考)計画(答申案)42ページ】</p>	指標	基準年度	基準値	平成31年度目標値	提供体制充足区域数	平成27年度	2区域	2区域(全区域)
指標	基準年度	基準値	H29年度目標値																	
利用定員数	ー	ー	5,290人																	
指標	基準年度	基準値	平成31年度目標値																	
提供体制充足区域数	平成27年度	2区域	2区域(全区域)																	
8	第5章 幼児期の教育・保育の充実 1 計画的な教育・保育施設等	○「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設による確保の内容及び実施時期を設定するに当たり、より明確に2号認定(幼児期の学校教育の利用意向が強い者を除く。)の提供体制の充足している区域を表す必	<p>1112 2号認定(幼児期の学校教育の利用意向が強い者を除く。)</p> <p>指標・目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 利用定員数 ・基準年度 ー ・基準値 ー 	<ul style="list-style-type: none"> ・指標 提供体制充足区域数 ・基準年度 平成27年度 ・基準値 12区域 																

No.	項目 (素案目次)	意見等(概要)	修正前	修正後																
	の整備	要があるのではないか。	<p>・ H29 年度目標値 <u>4,931 人</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>H29 年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用定員数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4,931 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画(素案) 35 ページ】</p>	指 標	基準年度	基準値	H29 年度 目標値	利用定員数	—	—	4,931 人	<p>・ 平成 29 年度目標値 <u>12 区域 (全区域)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>平成 29 年 度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提供体制 充足区域数</td> <td>平成 27 年度</td> <td>12 区域</td> <td>12 区域 (全区域)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(参考) 計画(答申案) 44 ページ】</p>	指 標	基準年度	基準値	平成 29 年 度目標値	提供体制 充足区域数	平成 27 年度	12 区域	12 区域 (全区域)
指 標	基準年度	基準値	H29 年度 目標値																	
利用定員数	—	—	4,931 人																	
指 標	基準年度	基準値	平成 29 年 度目標値																	
提供体制 充足区域数	平成 27 年度	12 区域	12 区域 (全区域)																	
9	第 5 章 幼児期の 教育・保育 の充実 1 計画的 な教育・保 育施設等 の整備	○「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設による確保の内容及び実施時期を設定するに当たり、より明確に 3 号認定(0 歳)の提供体制の充足している区域を表す必要があるのではないか。	<p>1113 3 号認定(0 歳)</p> <p>指標・目標値</p> <p>・ 指標 <u>利用定員数</u></p> <p>・ 基準年度 <u>—</u></p> <p>・ 基準値 <u>—</u></p> <p>・ H29 年度目標値 <u>535 人</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>H29 年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用定員数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>535 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画(素案) 37 ページ】</p>	指 標	基準年度	基準値	H29 年度 目標値	利用定員数	—	—	535 人	<p>・ 指標 <u>提供体制充足区域数</u></p> <p>・ 基準年度 <u>平成 27 年度</u></p> <p>・ 基準値 <u>8 区域</u></p> <p>・ 平成 29 年度目標値 <u>12 区域 (全区域)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>平成 29 年 度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提供体制 充足区域数</td> <td>平成 27 年度</td> <td>8 区域</td> <td>12 区域 (全区域)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(参考) 計画(答申案) 46 ページ】</p>	指 標	基準年度	基準値	平成 29 年 度目標値	提供体制 充足区域数	平成 27 年度	8 区域	12 区域 (全区域)
指 標	基準年度	基準値	H29 年度 目標値																	
利用定員数	—	—	535 人																	
指 標	基準年度	基準値	平成 29 年 度目標値																	
提供体制 充足区域数	平成 27 年度	8 区域	12 区域 (全区域)																	

No.	項目 (素案目次)	意見等(概要)	修正前	修正後																																
10	第5章 幼児期の 教育・保育 の充実 1 計画的 な教育・保 育施設等 の整備	○「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設による確保の内容及び実施時期を設定するに当たり、より明確に3号認定(1・2歳)の提供体制の充足している区域を表す必要があるのではないか。	<p>1114 3号認定(1・2歳)</p> <p>指標・目標値</p> <table border="0"> <tr> <td>・指標</td> <td>利用定員数</td> </tr> <tr> <td>・基準年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・基準値</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・H29年度目標値</td> <td>2,272人</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>H29年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用定員数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,272人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画(素案)39ページ】</p>	・指標	利用定員数	・基準年度	—	・基準値	—	・H29年度目標値	2,272人	指標	基準年度	基準値	H29年度 目標値	利用定員数	—	—	2,272人	<table border="0"> <tr> <td>・指標</td> <td>提供体制充足区域数</td> </tr> <tr> <td>・基準年度</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>・基準値</td> <td>7区域</td> </tr> <tr> <td>・平成29年度目標値</td> <td>12区域(全区域)</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>平成29年 度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提供体制 充足区域数</td> <td>平成 27年度</td> <td>7区域</td> <td>12区域 (全区域)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(参考)計画(答申案)48ページ】</p>	・指標	提供体制充足区域数	・基準年度	平成27年度	・基準値	7区域	・平成29年度目標値	12区域(全区域)	指標	基準年度	基準値	平成29年 度目標値	提供体制 充足区域数	平成 27年度	7区域	12区域 (全区域)
・指標	利用定員数																																			
・基準年度	—																																			
・基準値	—																																			
・H29年度目標値	2,272人																																			
指標	基準年度	基準値	H29年度 目標値																																	
利用定員数	—	—	2,272人																																	
・指標	提供体制充足区域数																																			
・基準年度	平成27年度																																			
・基準値	7区域																																			
・平成29年度目標値	12区域(全区域)																																			
指標	基準年度	基準値	平成29年 度目標値																																	
提供体制 充足区域数	平成 27年度	7区域	12区域 (全区域)																																	
11	第5章 幼児期の 教育・保育 の充実 3 教育・保 育施設の 質の 向上	◎P48 障がい名が現行にあってないので訂正をお願いしたい 「学習障害や注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害」⇒自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害等の発達障害 ※厚生労働省サイトでの	<p>施策1-3-3障害児等の受入体制の強化 施策3-3-2教育・保育・障害福祉施設等での受入体制の強化</p> <p>学習障害、<u>注意欠陥多動性障害</u>、<u>高機能自閉症</u>等の発達障害について、関係機関職員の理解を深め、障害の状態に応じてその可能性を最大限に伸ばすことができる適切な支援に努めます。</p>	<p><u>自閉症</u>、<u>アスペルガー症候群</u>、<u>注意欠如・多動性障害(ADHD)</u>、<u>学習障害</u>等の発達障害について、関係機関職員の理解を深め、障害の状態に応じてその可能性を最大限に伸ばすことができる適切な支援に努めます。</p>																																

No.	項目 (素案目次)	意見等(概要)	修正前	修正後																
	ほか	説明文	【計画(素案)48、89ページ】	【(参考)計画(答申案)56、103ページ】																
12	第5章 幼児期の 教育・保育 の充実 3 教育・保育施設 の質の 向上 ほか	◎研修については回数よりも 内容と受講者数を目標に したらどうでしょうか？	<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="margin-right: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1331</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3321</div> </div> <div> <p>障害児保育事業</p> <p>指標・目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 障害児研修実施回数 ・基準年度 H25年度 ・基準値 7回 ・H31年度目標値 10回 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #d9ead3;"> <th>指標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>H31年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児研修 実施回数</td> <td>H25年度</td> <td>7回</td> <td>10回</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div> <p>【計画(素案)48、89ページ】</p>	指標	基準年度	基準値	H31年度 目標値	障害児研修 実施回数	H25年度	7回	10回	<ul style="list-style-type: none"> ・指標 障害児研修受講者数 ・基準年度 平成25年度 ・基準値 280人 ・平成31年度目標値 356人 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #d9ead3;"> <th>指標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>平成31年 度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児研修 受講者数</td> <td>平成 25年度</td> <td>280人</td> <td>356人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(参考)計画(答申案)56、103ページ】</p>	指標	基準年度	基準値	平成31年 度目標値	障害児研修 受講者数	平成 25年度	280人	356人
指標	基準年度	基準値	H31年度 目標値																	
障害児研修 実施回数	H25年度	7回	10回																	
指標	基準年度	基準値	平成31年 度目標値																	
障害児研修 受講者数	平成 25年度	280人	356人																	

No.	項目 (素案目次)	意見等(概要)	修正前	修正後																
13	第6章 子育て支援の充実 1 子ども・子育て支援事業の充実	○事業実施形態について、利用者支援と地域連携を共に実施する「基本型」と修正するに当たり、事業内容を精査するとともに、より明確に定量評価する指標を設定する必要があるのではないか。	<p><u>2111</u> 利用者支援事業 「特定型」(主に、行政機関の窓口等を活用)について、<u>こども広場及び地域子育て支援センター等の運営者や利用者の意向等を踏まえ、確保方策を検討していきます。</u></p> <p>指標・目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 <u>窓口数</u> ・基準年度 <u>H26年度</u> ・基準値 <u>2か所</u> ・H31年度目標値 <u>2か所</u> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>H31年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口数</td> <td>H26年度</td> <td>2か所</td> <td>2か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画(素案)49ページ】</p>	指標	基準年度	基準値	H31年度目標値	窓口数	H26年度	2か所	2か所	<p>・市内2か所のこども広場において、多世代間交流の促進及び地域のボランティア団体との協働並びに<u>教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように、情報の提供や相談・援助などを行います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 <u>利用施設数</u> ・基準年度 <u>—</u> ・基準値 <u>—</u> ・平成31年度目標値 <u>2施設</u> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>平成31年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用施設数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(参考)計画(答申案)58ページ】</p>	指標	基準年度	基準値	平成31年度目標値	利用施設数	—	—	2施設
指標	基準年度	基準値	H31年度目標値																	
窓口数	H26年度	2か所	2か所																	
指標	基準年度	基準値	平成31年度目標値																	
利用施設数	—	—	2施設																	
14	第6章 子育て支援の充実 1 子ども	◎日曜日働く家庭も当たり前にあるので、日曜祝日の一時保育を提供、登園できるようにしてほしい。	<p><u>2112</u> 延長保育事業(時間外保育事業) <u>2321</u></p> <p>・公立保育所(運営委託含む)については延長保育事業を指定した園(<u>9園</u>)において、私立保育所について</p>	<p>延長保育事業・休日保育事業《時間外保育事業》</p> <p>・公立保育所(運営委託園を含まない。)については、延長保育事業を指定した園(指定園6園)において、私立保育所については原則全ての園において、それぞれ</p>																

No.	項目 (素案目次)	意見等(概要)	修正前	修正後
	も・子育て支援事業の充実		<p>ては全ての園において、それぞれ 11 時間開所を超える延長保育(時間外保育)を実施していることから、引き続き延長保育に取り組むことにより、保育提供区域ごとに量の見込みを確保していきます。</p> <p>【計画(素案) 50、75 ページ】</p>	<p>れ 11 時間開所を超える延長保育を実施しています。また、2 園(公立保育園 1 園、私立保育園 1 園)で日曜日等の休日保育を実施しています。</p> <p>引き続き時間外保育に取り組むことにより、保育提供区域ごとに量の見込みを確保していきます。</p> <p>【(参考) 計画(答申案) 59、85 ページ】</p>
15	<p>第 6 章 子育て支援の充実</p> <p>1 子ども・子育て支援事業の充実</p> <p>2 地域ぐるみの子育て支援の推進</p> <p>3 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進</p>	<p>○放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室を一体的に実施する平成 31 年度に達成されるべき目標事業量(か所数)等を設定すること(次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針)。</p> <p>○留守家庭児童及び希望児童の「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設による確保の内容及び実施時期を設定するに当たり、より明確に提供体制の充足している区域を表す必要があるのではないか。</p>	<p><u>2113</u> 放課後子ども総合プラン</p> <p><u>2224</u></p> <p><u>2326</u></p> <p>事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備を計画的に進め、放課後等における全ての児童を対象とした居場所の確保と世代間や異学年交流、体験活動を促進します。</u> ・<u>小学校の放課後の空き時間帯を利用するなど更なる余裕教室等の活用を促進します。</u> ・<u>開所時間の延長や高齢者等の地域住民等の一層の参画・促進を図ります。</u> 	<p>放課後子ども総合プラン(放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(放課後子供教室))《放課後児童健全育成事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>仕事と子育ての両立を支援するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、全ての児童(小学校に就学している児童。以下同じ。)が安全・安心に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業を着実に推進します。</u> <p><u>なお、当該推進に当たっては、効果的・効率的な取組となるよう次の事項を踏まえたものとします。</u></p> <p><u>(1) 全ての児童に対する放課後等の居場所の計画的な整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>平成 31 年度までに、全小学校区に整備することを</u>

No.	項目 (素案目次)	意見等 (概要)	修正前	修正後
				<p>目指すもの</p> <p><u>(2) 一体型 の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備</u> ・平成 31 年度までに、18 カ所整備することを目指すもの</p> <p><u>(3) 放課後子供教室の計画的な整備</u> ・平成 31 年度までに、市内全小学校区に整備することを目指すもの</p> <p><u>(4) 全ての小学校区における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的又は連携した実施及び共通プログラムの策定</u> ・放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターによる一体的又は連携した活動プログラムの実施に当たり、当該内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設けるもの</p> <p><u>(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用</u> ・推進委員会等において、各小学校区の余裕教室などの活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画等を決定・公表するもの ・事業の実施に当たり、教育委員会とこども未来部が連携を図り、各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促すもの</p> <p><u>(6) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開館時間の延長の拡充</u> ・平成 31 年度までに、現在実施している開館時間延長制度について、利用者ニーズに対応した制度になるよう努めるもの</p>

No.	項目 (素案目次)	意見等 (概要)	修正前	修正後																								
			<p>指標・目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 <u>実施校区数</u> <u>必要利用定員総数</u> ・基準年度 <u>H25 年度</u> ・基準値 <u>51 校区</u> <u>未設定</u> ・H31 年度目標値 <u>全小学校区 (55 校区)</u> <u>9,197 人</u> <table border="1" data-bbox="728 766 1377 1093"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>H31 年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施校区数</td> <td>H25 年度</td> <td>51 校区</td> <td>全小学校区 (55 校区)</td> </tr> <tr> <td>必要利用定員総数</td> <td>H25 年度</td> <td>未設定</td> <td>9,197 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画 (素案) 52、72、76 ページ】</p>	指 標	基準年度	基準値	H31 年度 目標値	実施校区数	H25 年度	51 校区	全小学校区 (55 校区)	必要利用定員総数	H25 年度	未設定	9,197 人	<ul style="list-style-type: none"> ・指標 <u>放課後児童健全育成事業及び 放課後子供教室を一体的に実 施するか所数</u> <u>提供体制充足区域数</u> ・基準年度 <u>平成 27 年度</u> ・基準値 <u>5 か所</u> <u>32 区域</u> ・平成 31 年度目標値 <u>18 か所※</u> <u>55 区域 (全区域)</u> <table border="1" data-bbox="1422 766 2083 1125"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>平成 31 年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放課後児童健全育 成事業及び放課後 子供教室を一体的 に実施するか所数</td> <td>平成 27 年度</td> <td>5 か所</td> <td>18 か所</td> </tr> <tr> <td>提供体制 充足区域数</td> <td>平成 25 年度</td> <td>32 区域</td> <td>55 区域 (全区域)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(参考) 計画 (答申案) 61、81、86 ページ】</p>	指 標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値	放課後児童健全育 成事業及び放課後 子供教室を一体的 に実施するか所数	平成 27 年度	5 か所	18 か所	提供体制 充足区域数	平成 25 年度	32 区域	55 区域 (全区域)
指 標	基準年度	基準値	H31 年度 目標値																									
実施校区数	H25 年度	51 校区	全小学校区 (55 校区)																									
必要利用定員総数	H25 年度	未設定	9,197 人																									
指 標	基準年度	基準値	平成 31 年度 目標値																									
放課後児童健全育 成事業及び放課後 子供教室を一体的 に実施するか所数	平成 27 年度	5 か所	18 か所																									
提供体制 充足区域数	平成 25 年度	32 区域	55 区域 (全区域)																									

No.	項目 (素案目次)	意見等 (概要)	修正前	修正後
16	第6章 子育て支援の充実 1 子ども・子育て支援事業の充実	○事業内容を精査するとともに、こども広場を含めた指標を設定する必要があるのではないか。	<p><u>2117</u> 地域子育て支援拠点事業 <u>2211</u> <u>3127</u></p> <p>・現在、15 か所ある地域子育て支援センター施設を地域子育て支援拠点事業と同様の目的で開設しているこども広場（2 か所）とほぼ全園（幼稚園・保育所・認定こども園）において、園開放等のおひさま広場（市の独自施策）を開設しています。</p> <p>・本事業については、不定期の利用が多く、また、幼稚園や保育所のようにほとんどの子どもが確実に利用する施設とは異なるため、これまでの実績を踏まえて、確保の内容を定めるものとします。なお、利用日及び利用時間帯の利便性の向上を図るとともに、利用者への周知徹底を図ることにより、一定の利用者数の確保を図ります。</p> <p>指標・目標値</p> <p>・指標</p> <p style="margin-left: 40px;">実施か所数 「センター型」 「小規模型」 「相談・交流型」</p> <p>・基準年度 <u>H25 年度</u> ・基準値 <u>6 園</u> <u>6 園</u> <u>3 園</u></p>	<p><u>こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場</u> <u>《地域子育て支援拠点事業》</u></p> <p>・<u>現在、2 か所のこども広場及び 15 か所の地域子育て支援センター並びに教育・保育施設で園開放等を行うおひさま広場(市独自事業)において、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場を提供します。</u></p> <p>・指標</p> <p style="margin-left: 40px;">実施か所数 <u>こども広場</u> <u>地域子育て支援センター</u> 「センター型」 「小規模型」 「相談・交流型」</p> <p>・基準年度 <u>平成 25 年度</u> ・基準値 <u>2 か所</u> <u>15 か所</u> <u>(6 か所)</u></p>

No.	項目 (素案目次)	意見等 (概要)	修正前	修正後																
			<p>・ H31 年度目標値 <u>2 か所</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>H31 年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施か所数 「センター型」 「小規模型」 「相談・交流型」</td> <td>H25 年度</td> <td>6 園 6 園 3 園</td> <td>18 園</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画 (素案) 49、69、80 ページ】</p>	指 標	基準年度	基準値	H31 年度 目標値	実施か所数 「センター型」 「小規模型」 「相談・交流型」	H25 年度	6 園 6 園 3 園	18 園	<p>(6 か所) (3 か所)</p> <p>・ 平成 31 年度目標値 <u>20 か所</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>平成 31 年 度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施か所数 こども広場 地域子育て支援セ ンター 「センター型」 「小規模型」 「相談・交流型」</td> <td>平成 25 年度</td> <td>2 か所 15 か所 (6 か所) (6 か所) (3 か所)</td> <td>20 か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(参考) 計画 (答申案) 71、79、93 ページ】</p>	指 標	基準年度	基準値	平成 31 年 度目標値	実施か所数 こども広場 地域子育て支援セ ンター 「センター型」 「小規模型」 「相談・交流型」	平成 25 年度	2 か所 15 か所 (6 か所) (6 か所) (3 か所)	20 か所
指 標	基準年度	基準値	H31 年度 目標値																	
実施か所数 「センター型」 「小規模型」 「相談・交流型」	H25 年度	6 園 6 園 3 園	18 園																	
指 標	基準年度	基準値	平成 31 年 度目標値																	
実施か所数 こども広場 地域子育て支援セ ンター 「センター型」 「小規模型」 「相談・交流型」	平成 25 年度	2 か所 15 か所 (6 か所) (6 か所) (3 か所)	20 か所																	
16 の 2	第 6 章 子育て支 援の充実 1 子ども・子育て 支援事業 の充実 ほか	○事業内容を精査する必要 があるのではないかと 思う。	<p><u>2119</u> 病児・病後児保育事業</p> <p>・<u>病後児を専用のスペースで預かる事業として、現在、1 箇所 (ゆりかご) 設置していますが、利用実績は極めて低調であることから、利用者に対して周知徹底を図るとともに、利便性の向上を図るために、医療機関等の協力を得て、市の南部に実施施設の 1 箇所増を行い、計 2 箇所で見込みを確保していきます</u></p>	<p><u>2119</u> 病児・病後児保育事業 <u>《病児保育事業》</u> <u>2323</u></p> <p>・<u>病気やけがの回復期に至らないが当面症状の急変が認められない乳幼児 (病児) 又は回復期にある乳幼児 (病後児) を専用のスペースで看護師・保育士が預かるサービスの充実を図ります。</u></p>																

No.	項目 (素案目次)	意見等 (概要)	修正前	修正後																
			<p>指標・目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 実施か所数 延べ利用者数 ・基準年度 H25 年度 ・基準値 1 か所 56 人 ・H31 年度目標値 2 か所 2,056 人 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>H31 年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施か所数 延べ利用者数</td> <td>H25 年度</td> <td>1 か所 56 人</td> <td>2 か所 2,056 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画 (素案) 65 ページ】</p> <p>2323 病児・病後児保育事業</p> <p>・病気の回復期に至らない児童 (病児) や回復期の児童 (病後児) について、専用のスペースで預かりを行う施設の拡大を図ります。</p> <p>指標・目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 実施か所数 ・基準年度 H25 年度 	指 標	基準年度	基準値	H31 年度 目標値	実施か所数 延べ利用者数	H25 年度	1 か所 56 人	2 か所 2,056 人	<p>指標・目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 実施か所数 ・基準年度 平成 25 年度 ・基準値 1 か所 (病後児保育) ・平成 31 年度目標値 2 か所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>平成 31 年 度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施か所数</td> <td>平成 25 年度</td> <td>1 か所 (病後児 保育)</td> <td>2 か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(参考) 計画 (答申案) 75、85 ページ】</p>	指 標	基準年度	基準値	平成 31 年 度目標値	実施か所数	平成 25 年度	1 か所 (病後児 保育)	2 か所
指 標	基準年度	基準値	H31 年度 目標値																	
実施か所数 延べ利用者数	H25 年度	1 か所 56 人	2 か所 2,056 人																	
指 標	基準年度	基準値	平成 31 年 度目標値																	
実施か所数	平成 25 年度	1 か所 (病後児 保育)	2 か所																	

No.	項目 (素案目次)	意見等 (概要)	修正前	修正後								
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準値 1 か所 ・ H31 年度目標値 2 か所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>H31 年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施か所数</td> <td>H25 年度</td> <td>1 か所</td> <td>2 か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画 (素案) 75 ページ】</p>	指 標	基準年度	基準値	H31 年度 目標値	実施か所数	H25 年度	1 か所	2 か所	
指 標	基準年度	基準値	H31 年度 目標値									
実施か所数	H25 年度	1 か所	2 か所									
17	第6章 子育て支援の充実 1 子ども・子育て支援事業の充実	○事業内容を精査する必要があるのではないか。	<table border="1"> <tr> <td>21110</td> <td>ファミリー・サポート・センター事業</td> </tr> <tr> <td>2221</td> <td>(子育て援助活動支援事業)</td> </tr> <tr> <td>3216</td> <td></td> </tr> </table> <p>・利用が不定期かつ有償であることから、これまでの実績を踏まえるとともに、提供会員数及び両方会員数の拡充を図ることにより、量の見込みの確保を図ります。</p> <p>【計画 (素案) 66、71、84 ページ】</p>	21110	ファミリー・サポート・センター事業	2221	(子育て援助活動支援事業)	3216		<p>・ <u>子育ての手助けが欲しい人 (依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人 (提供会員)、両方を兼ねる人 (両方会員) に会員登録していただき、保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後の預かり、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かりその他の多様化する子育て世帯のニーズに対応し、子育てのサポート等を提供する相互援助活動の活性化を図ります。</u></p> <p>【(参考) 計画 (答申案) 75、80、97 ページ】</p>		
21110	ファミリー・サポート・センター事業											
2221	(子育て援助活動支援事業)											
3216												

No.	項目 (素案目次)	意見等(概要)	修正前	修正後																
18	第6章 子育て支援の充実 1 子ども・子育て支援事業の充実	○県の多子世帯の保育料軽減措置をかんがみ、事業内容を精査する必要があるのではないか。	<p>2121 多子世帯の保育料軽減</p> <p>・18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、当該世帯の3人目以降で、かつ、3歳未満児の児童の利用者負担の無償化を図ります。</p> <p>指標・目標値</p> <p>・指標 対象児童 ・基準年度 H25年度 ・基準値 未実施 ・H31年度目標値 第3子の3歳未満児</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>H31年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象児童</td> <td>H25年度</td> <td>未実施</td> <td>第3子の3歳未満児</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画(素案)68ページ】</p>	指標	基準年度	基準値	H31年度目標値	対象児童	H25年度	未実施	第3子の3歳未満児	<p>・第3子以降の子どもを産み育てる環境を整えるため、多子世帯の保育所等の保育料を軽減します(幼稚園又は認定こども園に通う3歳以上児(月額上限6,000円補助)、保育所又は認定こども園に通う3歳未満児(無料。ただし、一定の所得を超える世帯については、月額上限6,000円減額又は補助))。</p> <p>指標 対象児童</p> <p>・基準年度 二 ・基準値 二 ・平成31年度目標値 第3子以降</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>平成31年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象児童</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>第3子以降</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(参考)計画(答申案)77ページ】</p>	指標	基準年度	基準値	平成31年度目標値	対象児童	—	—	第3子以降
指標	基準年度	基準値	H31年度目標値																	
対象児童	H25年度	未実施	第3子の3歳未満児																	
指標	基準年度	基準値	平成31年度目標値																	
対象児童	—	—	第3子以降																	
19	第6章 子育て支援の充実 1 子ども	○県の動向及び県内他市の状況をかんがみ、目標値を精査する必要があるのではないか。	<p>2122 福祉医療費給付事業</p> <p>指標・目標値</p> <p>・指標 対象児童年齢</p>	<p>・指標 対象児童年齢</p>																

No.	項目 (素案目次)	意見等(概要)	修正前	修正後																
	も・子育て支援事業の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・基準年度 H26年度 ・基準値 小学生以下 ・H31年度目標値 <u>未定</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>H31年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象児童年齢</td> <td>H26年度</td> <td>小学生以下</td> <td>未定</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画(素案) 68 ページ】</p>	指 標	基準年度	基準値	H31年度目標値	対象児童年齢	H26年度	小学生以下	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・基準年度 平成 26 年度 ・基準値 小学生以下 ・平成 31 年度目標値 <u>中学生以下</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>平成 31 年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象児童年齢</td> <td>平成 26 年度</td> <td>小学生以下</td> <td>中学生以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(参考) 計画(答申案) 77 ページ】</p>	指 標	基準年度	基準値	平成 31 年度目標値	対象児童年齢	平成 26 年度	小学生以下	中学生以下
指 標	基準年度	基準値	H31年度目標値																	
対象児童年齢	H26年度	小学生以下	未定																	
指 標	基準年度	基準値	平成 31 年度目標値																	
対象児童年齢	平成 26 年度	小学生以下	中学生以下																	
20	第6章 子育て支援の充実 1 子ども・子育て支援事業の充実	○経済的負担の軽減の施策のもと、実費徴収に係る補足給付を行う事業を付加すべきではないか。		<p>2123 実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成に努めます。 <p>【(参考) 計画(答申案) 77 ページ】</p>																
21	第6章 子育て支援の充実 2 地域ぐるみの	○事業内容を精査する必要があるのではないか。	<p>2213 子育てガイドブックの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>子育て家庭のニーズを踏まえ、「子育てガイドブック」をより分かりやすく、使いやすいものとするため、内容の充実を図ります。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>妊娠から出産、0歳から18歳までの子どもに関する情報誌として、「子育てガイドブック」を作成し、子育て相談や子どもの健康診査、保育園等入園手続きなど、子どもに関する総合的な情報サービスの充実を図ります。</u> 																

No.	項目 (素案目次)	意見等(概要)	修正前	修正後																
	子育て支援の推進		【計画(素案)70ページ】	【(参考)計画(答申案)79ページ】																
22	第6章 子育て支援の充実 2 地域ぐるみの子育て支援の推進	○明確に定量評価する目標値を設定する必要があるのではないか。	<p>2222 地域活動団体に対する活動支援</p> <p>指標・目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標 地域福祉ワーカー設置地区数 ・基準年度 <u>H25年度</u> ・基準値 28地区 ・H31年度目標値 <u>未定</u> <table border="1" data-bbox="728 762 1377 986"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>H31年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉ワーカー設置地区数</td> <td>H25年度</td> <td>28地区</td> <td>未定</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画(素案)71ページ】</p>	指標	基準年度	基準値	H31年度目標値	地域福祉ワーカー設置地区数	H25年度	28地区	未定	<ul style="list-style-type: none"> ・指標 地域福祉ワーカー設置地区数 ・基準年度 <u>平成25年度</u> ・基準値 28地区 ・平成31年度目標値 <u>32地区(全区域)</u> <table border="1" data-bbox="1422 762 2072 986"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>平成31年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉ワーカー設置地区数</td> <td>平成25年度</td> <td>28地区</td> <td>32地区(全区域)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(参考)計画(答申案)80ページ】</p>	指標	基準年度	基準値	平成31年度目標値	地域福祉ワーカー設置地区数	平成25年度	28地区	32地区(全区域)
指標	基準年度	基準値	H31年度目標値																	
地域福祉ワーカー設置地区数	H25年度	28地区	未定																	
指標	基準年度	基準値	平成31年度目標値																	
地域福祉ワーカー設置地区数	平成25年度	28地区	32地区(全区域)																	
23	第6章 子育て支援の充実 2 地域	○事業内容を追加するとともに、指標を設定する必要があるのではないか。		<p>2223 長野市子育てサークル活動支援</p> <p>・若い世帯が安心して子育てできる環境を整えるために、地域において仲間づくり、情報交換等を行う子育てサークルの活動を支援します。</p>																

No.	項目 (素案目次)	意見等(概要)	修正前	修正後								
	ぐるみの 子育て支 援の推進			<ul style="list-style-type: none"> ・指標 子育てサークル活動支援団体数 ・基準年度 - ・基準値 - ・平成31年度目標値 40 団体 <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>平成31年 度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育てサークル活 動支援団体数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>40 団体</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(参考) 計画(答申案) 81 ページ】</p>	指 標	基準年度	基準値	平成31年 度目標値	子育てサークル活 動支援団体数	-	-	40 団体
指 標	基準年度	基準値	平成31年 度目標値									
子育てサークル活 動支援団体数	-	-	40 団体									
24	第6章 子育て支 援の充実 2 地域 ぐるみの 子育て支 援の推進	○事業内容を追加するとともに、指標を設定する必要があるのではないか。		<p>2224 児童育成地域組織に対する活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭及び地域が一体となって、児童の健全育成を図るために、児童館・児童センターを拠点に地域住民、保護者等が参加する児童育成クラブその他の地域組織の活動を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標 子育てサークル活動支援団体数 ・ 基準年度 平成26年度 ・ 基準値 28 団体 ・ 平成31年度目標値 42 団体 								

No.	項目 (素案目次)	意見等 (概要)	修正前	修正後			
				指 標	基準年度	基準値	平成 31 年 度目標値
				地域組織活動支援 団体数	平成 26 年度	28 団体	42 団体
				【(参考) 計画 (答申案) 81 ページ】			
25	第 6 章 子育て支 援の充実 2 地域 ぐるみの 子育て支 援の推進	○事業内容を精査する必要 があるのではないか。	<p><u>2226</u> 乳幼児とふれあう機会の提供</p> <p>・ <u>保育所等において中学生や高校生が乳幼児と触れ合 う機会を提供し、将来の母親・父親の意識づくりの醸 成を図ります。</u></p> <p>【計画 (素案) 72 ページ】</p>	<p><u>2228</u></p> <p>・ <u>乳幼児を身近な存在として意識し、愛着の感情を醸 成するとともに、将来、親となり子育てに関わる際の 予備知識を得る大切な機会となることから、保育所等 において中学生や高校生が乳幼児と出会い、ふれあう 機会を広げるための取組を推進します。</u></p> <p>【(参考) 計画 (答申案) 82 ページ】</p>			
26	第 7 章 専門的な 支援の充 実 3 障害 児支援の 充実	○障害児通所支援をひとつ の目標値として表していま すが、児童発達支援・放課 後等デイサービス・保育所 等訪問支援と大きく 3 つの 事業があり、それぞれを一 緒に考えることに無理があ り、数的根拠がわかりませ ん。 それぞれの利用ニーズを学	<p><u>3323</u> 障害児通所支援</p> <p>指標・目標値</p> <p>・ 指標 <u>障害児通所支援定員数</u></p> <p>・ 基準年度 <u>H25 年度</u></p> <p>・ 基準値 <u>140 人</u></p>	<p>・ 指標 <u>児童発達支援利用者数 (月平均)</u> <u>医療型児童発達支援利用者数 (月平均)</u> <u>放課後等デイサービス利用者数 (月平均)</u> <u>保育所等訪問支援利用者数 (月平均)</u></p> <p>・ 基準年度 <u>平成 25 年度</u></p> <p>・ 基準値 <u>98 人</u></p>			

No.	項目 (素案目次)	意見等(概要)	修正前	修正後																																																								
		<p>齢期前のこどもには保育所等の一般施策、学齢期の子どもには自立サポートの役割や、放課後プラン等の一般施策、保育所等訪問支援には個別給付でない巡回支援も勘案して数的な根拠を示した上で数値を示していただきたいと思います。</p>	<p>・ H31 年度目標値 <u>190 人</u></p> <table border="1" data-bbox="728 571 1377 790"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>H31 年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児通所 支援定員数</td> <td>H25 年度</td> <td>140 人</td> <td>190 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画(素案) 90 ページ】</p>	指 標	基準年度	基準値	H31 年度 目標値	障害児通所 支援定員数	H25 年度	140 人	190 人	<table border="1" data-bbox="1422 263 2072 1197"> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>15 人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>165 人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>6 人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 平成 29 年度目標値</td> <td></td> <td><u>144 人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>16 人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>310 人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>13 人</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1422 577 2072 1197"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>平成 29 年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支 援利用者数 (月平均)</td> <td>平成 25 年度</td> <td>98 人</td> <td>144 人</td> </tr> <tr> <td>医療型児童 発達支援利 用者数(月平 均)</td> <td>平成 25 年度</td> <td>15 人</td> <td>16 人</td> </tr> <tr> <td>放課後等デ イサービス 利用者数(月 平均)</td> <td>平成 25 年度</td> <td>165 人</td> <td>310 人</td> </tr> <tr> <td>保育所等訪 問支援利用 者数(月平 均)</td> <td>平成 25 年度</td> <td>6 人</td> <td>13 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(参考) 計画(答申案) 104 ページ】</p>			<u>15 人</u>				<u>165 人</u>				<u>6 人</u>		・ 平成 29 年度目標値		<u>144 人</u>				<u>16 人</u>				<u>310 人</u>				<u>13 人</u>		指 標	基準年度	基準値	平成 29 年度 目標値	児童発達支 援利用者数 (月平均)	平成 25 年度	98 人	144 人	医療型児童 発達支援利 用者数(月平 均)	平成 25 年度	15 人	16 人	放課後等デ イサービス 利用者数(月 平均)	平成 25 年度	165 人	310 人	保育所等訪 問支援利用 者数(月平 均)	平成 25 年度	6 人	13 人
指 標	基準年度	基準値	H31 年度 目標値																																																									
障害児通所 支援定員数	H25 年度	140 人	190 人																																																									
		<u>15 人</u>																																																										
		<u>165 人</u>																																																										
		<u>6 人</u>																																																										
・ 平成 29 年度目標値		<u>144 人</u>																																																										
		<u>16 人</u>																																																										
		<u>310 人</u>																																																										
		<u>13 人</u>																																																										
指 標	基準年度	基準値	平成 29 年度 目標値																																																									
児童発達支 援利用者数 (月平均)	平成 25 年度	98 人	144 人																																																									
医療型児童 発達支援利 用者数(月平 均)	平成 25 年度	15 人	16 人																																																									
放課後等デ イサービス 利用者数(月 平均)	平成 25 年度	165 人	310 人																																																									
保育所等訪 問支援利用 者数(月平 均)	平成 25 年度	6 人	13 人																																																									

No.	項目 (素案目次)	意見等 (概要)	修正前	修正後																
27	第7章 専門的な 支援の充 実 3 障害 児支援の 充実	◎障害者(児)施設医療ケ ア事業【障害福祉課】につ いて 今年度受けさせていた だき、大変助かっています。 しかしながら目標の数的根 拠がわかりません。今年度 申請をさせていただいたと き、利用該当者は9名で提 出しています。6名の目標 を掲げているということは 現在よりも低い設定に変え ていくということでしょう か？医療ケアの子が地域の 活動の場をより多く求めて きています。「すべての子ど もが健やかに成長するた めに」という計画の目標の基、 31年度までにどれだけ達成 していくのか、ニーズを確 認していただき数値目標を 再度考えていただきたいと 思います。	3325 障害者(児)施設医療ケア事業 指標・目標値 ・指標 利用者数 ・基準年度 H25年度 ・基準値 0人 ・H31年度目標値 6人	・指標 利用者数 ・基準年度 平成26年度 ・基準値 9人(見込み) ・平成31年度目標値 14人																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>H31年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者</td> <td>H25年度</td> <td>0人</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【計画(素案)90ページ】</p>	指標	基準年度	基準値	H31年度 目標値	利用者	H25年度	0人	6人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>基準年度</th> <th>基準値</th> <th>平成31年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者</td> <td>平成26年度</td> <td>9人 (見込み)</td> <td>14人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【(参考)計画(答申案)104ページ】</p>	指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値	利用者	平成26年度	9人 (見込み)	14人
指標	基準年度	基準値	H31年度 目標値																	
利用者	H25年度	0人	6人																	
指標	基準年度	基準値	平成31年度 目標値																	
利用者	平成26年度	9人 (見込み)	14人																	

No.	項目 (素案目次)	意見等(概要)	修正前	修正後
28	第7章 専門的な 支援の充 実 3 障害 児支援の 充実	◎障害児通所支援事業所が入っていません。現在も参加させていただいています。	3334 幼保小連絡会議、小中連絡会 ・幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続、中学校就学、高校入学に当たっての情報交換を実施します。 【計画(素案)92ページ】	・幼稚園・保育所、 <u>障害児通所支援事業所</u> から小学校への円滑な接続、中学校就学、高校入学に当たっての情報交換を実施します。 【(参考)計画(答申案)106ページ】

※表中の◎は市民意見(パブリックコメント)を、○は庁内ヒアリングを示します。